

事業所整理記号、被保険者整理番号を必ず記入してください。

事業主がこの届書を年金事務所又は事務センターへ提出する日を記入してください。

様式コード  
2 2 6 7

厚生年金保険

# 養育期間標準報酬月額

## 申出書・終了届

令和 元年 5 月 10 日 提出

提出者記入欄	事業所整理記号	00-ケイト
	事業所所在地	〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1
	事業所名称	株式会社 健保産業
	事業主氏名	代表取締役社長 健保 良一 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">事業主印</span>
電話番号	03 ( 5432 ) 6789	

事業主印を押印してください。ただし、事業主自らが署名した場合、押印は不要です。なお、特例の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合、この届書は被保険者が直接、年金事務所または事務センターへ提出してください。この場合、提出者記入欄の記入は不要です。

特例の適用を受ける被保険者が記入の上、押印してください。ただし、被保険者自らが署名した場合、押印は省略できます。なお、申出者署名欄は、事業主が被保険者の届出の意思を確認し、「備考」欄（終了届の場合は「備考」欄）に「届出意思確認済み」と記載することで省略が可能です。

被保険者が事業主へ申し出た日を記入してください。被保険者が特例の適用を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合、年金事務所または事務センターへ提出した日を記入してください。

申出者署名欄	住所	東京都杉並区浜田山1-2-3
	氏名	年金 花子 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">本人印</span>
	電話	03 ( 1234 ) 5678

共通記載欄に加え、申出の場合は A.申出、終了の場合は B.終了 の欄にもまた、上部の申出者署名欄に記入してください。

マイナンバーカードや年金手帳等を確認し、個人番号または基礎年金番号(10桁、左詰め)を記入してください。

共通記載欄	① 被保険者整理番号	7	② 個人番号 [基礎年金番号]	1 2 3 4 5 4 3 2 1 0 1 2
	③ 被保険者氏名	年金 花子	④ 被保険者生年月日	昭和 7 年 6 月 1 日 0 7 1 1 性 別 ② 女
	⑥ 養育する子の氏名	年金 太郎	⑦ 養育する子の生年月日	平成 7 年 2 月 9 日 0 6 0 8

### 養育特例の申出をする場合

A. 申出	⑧ 過去の申出の確認	⑤の子について、初めて養育特例の申出をしますか。	1.はい 2.いいえ	⑨ 事業所の確認	現在勤務されている事業所と、⑥の子を養育し始めた月の前月に勤務していた事業所は同じ事業所ですか。	1.はい 2.いいえ
	⑩ 該当月に勤務していた事業所	⑨で2.いいえを選択された方	〒 -	<b>次のいずれかを で困ってください。</b> <b>はい: このたび初めて の子について「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出する場合</b> <b>いいえ: の子について以前「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出し、申出が受理されたことがある場合</b>		
	⑪ 養育開始年月日	平成 9 年 2 月 9 日 0 6 0 8	⑫ 養育特例開始年月日	平成 9 年 3 月 0 0 日 0 6 0 8	⑬ 備考	

### 養育特例を終了する場合

B. 終了	⑭ 養育特例開始年月日	7 養育開始日を記入してください。	9 令和	⑮ 養育特例終了年月日	9 令和	⑯ 備考	
-------	-------------	-------------------	------	-------------	------	------	--

○ 養育期間標準報酬月額特例とは  
 次世代育成支援の拡充を目的とし、子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴って標準報酬月額が低下した場合、子どもが生まれ次に該当する場合の年月日を記入してください。下記に該当しない場合は不要です。

- 3歳未満の子を養育する者が新たに被保険者資格を取得した場合：資格取得年月日
- 3歳未満の子を養育する被保険者が育児休業等を終了した場合：育児休業等を終了した日翌日
- 3歳未満の子を養育する被保険者が本申出書で申し出た子以外の子について適用されていた特例措置が終了した場合：特例措置終了年月日の翌日

※ 特例措置の申出は、勤務している事業所ごとに提出してください。また、既に退職している場合は事業所の確認を受けずに、本人から直接提出することができます。

この申出書は、特例措置の適用を受けようとする期間において勤務していた事業所が複数ある場合、それぞれの事業所の被保険者期間ごとに提出してください。  
 申出に基づく特例措置が終了した後、再度当該申出に係る子について特例措置の適用を受ける場合には、改めて申出書を提出してください。